

第1章 TPP 協定知的財産章の概要と各国の知的財産関連制度

I. TPP 協定知的財産章の概要について

1. はじめに

環太平洋パートナーシップ協定（以下、「TPP 協定」という。）は、モノの関税のみならず、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野において 21 世紀型のルールを構築するものである¹。そして、TPP 協定の知的財産章（第 18 章）は、WTO 協定の一部である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下、「TRIPS 協定」という。）を上回る高い水準の保護や知的財産権の行使を定める国際条約として重要な意義を有するものといえる²。

TPP 協定は未だ発効していないものの、本協定がアジア太平洋地域における 21 世紀型のルールの雛形としての意義・価値を有するものであってそれは今後変ずることはなく、また、本協定で定められている規律が今後の経済連携交渉においてもその基礎となり得ることに疑いがない。そこで、本報告書では、TPP 協定知的財産章における各規律について、TRIPS 協定や偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）等既存の知的財産権に関する国際的な規律との比較等を通して調査・分析することとする。

2. TPP 協定知的財産章の概要³

TPP 協定知的財産章は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等の知的財産を対象としており、TRIPS 協定には含まれていない高度又は詳細な規律を定めている。また、これらの知的財産権の行使（エンフォースメント）に関し、民事上及び刑事上の権利行使手続、国境措置等について規定している。

TPP 協定知的財産章における主な規定は以下のとおりである。

（1）医薬品の知的財産保護制度を強化する制度の導入

医薬品の知的財産保護制度を強化する制度として、①特許期間延長制度（販売承認の手続の結果による有効な特許期間の不合理的短縮について特許権者に補償するために特許期間の調整を認める制度）、②新薬のデータ保護期間に係るルールの構築、及び③特許リンケージ制度（後発医薬品承認時に有効特許を考慮する仕組み）の導入が規定されている。

¹ 内閣官房 TPP 政府対策本部 「TPP とは」 <http://www.cas.go.jp/jp/tpp/about/index.html>

² 相澤 英孝「TPP と知的財産」NBL1062 号 6 頁（2015）。なお、TPP 協定第 18 章（知的財産章）の条文については、内閣官房 TPP 政府対策本部の HP における該当部分を参照（英文：http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_en.html、訳文：http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_yakubun.html）のこと。

³ 当該項目における記載に際しては、内閣官房 TPP 政府対策本部 「TPP 協定の章ごとの内容（18）知的財産」http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/chapters/ch18_1.pdf 及び平成 28 年 3 月 内閣官房「環太平洋パートナーシップ協定締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要」における記載を参考とした。

(2) 商標分野

商標分野においては、商標権の取得の円滑化に資するべく、国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド議定書又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約の締結を義務づけている。加えて、商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設けることとしている。

(3) 特許分野

特許分野においては、特許期間延長制度（出願から5年、審査請求から3年を超過した特許出願の権利化に生じた不合理な遅延につき、特許期間の延長を認める制度）の導入を義務づけている。また、新規性喪失の例外規定（特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から12月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定）の導入を義務づけている。

(4) オンラインの著作権侵害の防止

インターネット上の著作権侵害コンテンツの対策のため、権利者からの通報を受けて、プロバイダー事業者が対応することで賠償免責を得る制度を導入することとし、プロバイダー事業者に著作権侵害防止のためのインセンティブを与える制度を担保することとしている。

(5) 知的財産権保護の権利行使

権利行使について、TPP協定はTRIPS協定やACTAと同等又はそれを上回る規範の導入を定めている。例えば、不正商標商品又は著作権侵害物品の疑義のある、輸入物品のみならず、輸出品、若しくは領域を通過する物品について、権限のある当局が職権で差止め等の国境措置を行う権限を付与することとしている（ただし、通過物品については、荷宛国への侵害疑義物品情報提供をもって代替することが認められている。）。また、営業秘密の不正取得、商標を侵害しているラベルやパッケージの使用、映画盗撮に対する刑事罰を義務化している。加えて、衛星放送やケーブルテレビの視聴を制限している暗号を不正に外す機器の製造・販売等への刑事罰及び民事上の救済措置を導入することとしている。

(6) 著作権分野

著作権に関しては次のルール等が規定されている。

- ・ 著作物（映画を含む）、実演又はレコードの保護期間を以下の通りとする。
 - ① 自然人の生存期間に基づき計算される場合には、著作者の生存期間及び著作者の死から少なくとも70年
 - ② 自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、次のいずれかの期間
 - (i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから

少なくとも 70 年

(ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から一定期間内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも 70 年

- ・ 故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、非親告罪の対象を、市場における著作物、実演又はレコードの利用のための権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。
- ・ 著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。

(7) 地理的表示 (GI)

地理的表示の保護又は認定のための行政手続を定める場合、①過度の負担となる手続を課することなく申請等を処理すること、②申請等の対象である地理的表示を公開し、これに対して異議を申し立てる手続を定めること、③地理的表示の保護又は認定の取消しについて定めること等が規定されている。

本 TPP 協定におけるこれらの規定を我が国において的確に実施するため、我が国では、①著作権等の存続期間の延長、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定（著作権法）、②発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定（特許法）、③商標の不正使用についての損害賠償に関する規定（商標法）、及び④国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）の整備を行う必要があった。

． TPP 協定知的財産章の各規定と TRIPS 協定や ACTA における規定との比較¹

1 ． TPP 協定知的財産章と権利規定に関する TRIPS 協定との比較²

TPP 協定知的財産章では、TRIPS 協定での義務を確認している規定のほか、TRIPS 協定での義務を前提として、TRIPS 協定以上の保護を義務付けている（各規定の内容については、「 ． TPP 協定知的財産章の概要について」も参照のこと。）例えば、主に権利規定に関しては、18.18（視覚によって標識を認識できることを商標登録要件とできない）、18.19（団体標章及び証明標章の保護）、18.23（商標の審査制度、拒絶理由の書面による通知、拒絶に対する不服申立て、異議申立・取消の理由の表示と書面）、18.26（商標の保護期間（少なくとも10年））、18.32.1（地理的表示の保護に際しての異議申立て、拒絶の根拠（先行商標との混同・一般名称）と手続）、18.37（公知物質の新たな用途についての特許保護）、18.39（特許の取消・無効の要件）、18.46（特許期間の延長）、18.47（農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護の詳細）、18.50（医薬品についての開示されていない試験データその他のデータの保護の詳細）、18.51（生物製剤）、18.55.1（部分意匠の保護）、18.62.3（実演・レコードの放送・公衆への伝達・利用可能化、アナログ送信・非双方向無線放送の例外的許容）、18.63（著作権及び関連する権利の保護期間）及び、18.78.2,3（営業上の秘密に関する刑事上の手続及び刑罰）を追加的に規定している。なお、執行規定に関しては、下記2．にあるように、主に ACTA を基準として評価を行っている。

また、TPP 協定知的財産章と TRIPS 協定、特に権利規定の対応状況の詳細については次頁の表^{1 3}（なお、執行規定については、表2を参照のこと。）及び別添の比較表を参照。

¹ TPP 協定 18 章（知的財産章）の条文については、前掲脚注 2 参照のこと。

² TPP 協定知的財産章と権利規定に関する TRIPS 協定との比較をするものとして、鈴木將文「18 知的財産」RIETI『Web 解説 TPP 協定』（2016）。

³ TPP, US, and TRIPS IP Law Comparison (https://www.law.cuhk.edu.hk/en/research/cfred/download/TPP_US_IP_Provision_Comparison.pdf) をもとにしつつ、TPP 協定の個別条項と TRIPS 協定の個別の条項とを比較しながら作成した。

表1：TPP協定知的財産章とTRIPS協定との対応・一覧表

TPP条文	見出し	関連する規定	TPPIにおいてTRIPSと異なる主な点
		TRIPS条文	
第C節 商標			
18.18	商標として登録することができる標識の種類	15.1, 15.2	視覚によって認識できることを登録要件とできない
18.19	団体標章及び証明標章	15, 22.1, 22.2	団体商標及び証明商標の保護、地理的表示の商標による保護可能性の明記
18.20	同一又は類似の標識の使用	16.1, 16.2	(特になし)
18.21	例外	17	(特になし)
18.22	広く認識されている商標		
	18.22.1	-	TPP条文参照
	18.22.2	16.3	広く認識されている商標が「登録されているかどうかを問わない」との明記
	18.22.3	-	TPP条文参照
	18.22.4	16.2	広く認識されている商標と「類似の商標」の登録拒絶等
18.23	審査、異議申立て及び取消しについての手続上の側面	15.5	拒絶理由の書面による通知、拒絶に対する不服申し立て、異議申立・取消理由の表示と書面による義務
18.24	電子的な商標のシステム	-	TPP条文参照
18.25	物品及びサービスの分類	-	TPP条文参照
18.26	商標の保護期間	18	少なくとも10年の保護期間の規定
18.27	使用権を記録しないこと	-	TPP条文参照
18.28	ドメイン名	-	TPP条文参照
第D節 国名			
18.29	国名	-	TPP条文参照
第E節 地理的表示			
18.30	地理的表示の認定	-	TPP条文参照
18.31	地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続	-	TPP条文参照
18.32	異議申立て及び取消しの根拠	22	地理的表示の異議申立、拒絶の根拠(先行商標との混同・一般名称)と手続の規定
18.33	日常の言語の中で通例として用いられている用語であるかどうかを決定するための指針	-	TPP条文参照
18.34	複数の要素から構成される用語	-	TPP条文参照
18.35	地理的表示の保護の日	-	TPP条文参照
18.36	国際協定	-	TPP条文参照
第F節 特許及び開示されていない試験データその他のデータ			
18.37	特許を受けることができる対象事項		
	18.37.1	27.1	進歩性の判断基準の明記(脚注)
	18.37.2	-	TPP条文参照
	18.37.3	27.2, 27.3	(特になし)
	18.37.4	27.3(b)	植物由来発明については特許が与えられることの確認
18.38	猶予期間	-	TPP条文参照
18.39	特許の取消し	32	特許の取消・無効の要件
18.40	例外	30	(特になし)
18.41	特許権者の許諾を得ていない他の使用	31	(特になし)
18.42	特許の出願	-	TPP条文参照
18.43	補充及び意見	-	TPP条文参照
18.44	特許出願の公開	-	TPP条文参照
18.45	公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報	-	TPP条文参照
18.46	特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整	-	TPP条文参照
18.47	農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護	39.3	農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護の詳細の規定

18.48	不合理な短縮についての特許期間の調整	-	TPP条文参照
18.49	規制上の審査に関する例外	30	医薬品についての規制上の審査に関する例外の採用
18.50	開示されていない試験データその他のデータの保護	39.3	新規医薬品、医薬品の新規の効能、新規の製剤・投薬方法の開示されていない試験データその他のデータの保護の詳細
18.51	生物製剤	-	TPP条文参照
18.52	新規の医薬品の定義	-	TPP条文参照
18.53	特定の医薬品の販売に関する措置	-	TPP条文参照
18.54	保護の期間の変更	-	TPP条文参照
第G節 意匠			
18.55	保護	25, 26	部分意匠の保護
18.56	意匠の制度の改善	-	TPP条文参照
第H節 著作権			
18.57	定義	-	TPP条文参照
18.58	複製権	9.1, 14	(特になし)
18.59	公衆への伝達権	9.1	公衆送信権(インタラクティブ送信)
18.60	譲渡権	-	TPP条文参照
18.61	序列を設けないこと	-	TPP条文参照
18.62	関連する権利		
	18.62.1	-	TPP条文参照
	18.62.2	-	TPP条文参照
	18.62.3	14.1, 14.2, 14.6	実演・レコードの公衆伝達権(※)・利用可能化権、アナログ送信・非双方向無線放送の例外の許容(※) TPPにおける「公衆への伝達」とは、「実演の音又はレコードに固定された音若しくは音を表すものを放送以外の媒体により公衆に送信すること」をいう。
18.63	著作権及び関連する権利の保護期間	12, 14.5	著作権(死後70年等)及び関連する権利(公表後70年等)の保護期間
18.64	ベルヌ条約第十八条の規定及び貿易関連知的所有権協定第十四条6の規定の適用	9, 14.6	(特になし)
18.65	制限及び例外	13, 14.6	(特になし)
18.66	著作権及び関連する権利の制度における均衡	-	TPP条文参照
18.67	契約に基づく移転	-	TPP条文参照

2. TPP 協定知的財産章と執行規定に関する ACTA との対応状況

TPP 協定知的財産章では、ACTA の規定を取り込む形で多数の執行規定を定めており、ACTA が執行規定に関する規律強化の基礎として活用されていることが読み取れる。次頁の表において、対応する ACTA の規定が存在するものについては、TPP 協定知的財産章において、その規定内容がほぼそのまま取り込まれている。

また、両者の規定が異なるものも類似の表現の下、規定が追加・強化されている。

具体的には、例えば、【技術的保護手段】として、技術的保護手段の回避装置・製品の販売・貸与またはサービスの提供の申し出の行為の追加 (TPP 協定 18.68.1(b))、技術的保護手段の回避等の行為への刑事罰、技術的保護手段の回避等の行為についての例外を定める基準 (同 18.68.3) を定めている。

また、【権利管理情報】として、権限なく改変された権利管理情報を知りながらの頒布・頒布目的輸入の責任の明確化・刑事上の手続及び刑罰の規定の義務化 (同 18.69.1) 措置から除外できる活動 (法令の執行又は重大な安全保障上の利益の目的その他の関連する政府の目的のための活動) の明示 (同 18.69.2) を規定している。

さらに、【民事上及び行政上の手続及び救済措置】として、著作権又は関連する権利の侵害、商標の不正使用について法定又は追加的な損害賠償の規定 (いずれかの導入を義

務化。同 18.74.6,7) 特許権侵害訴訟での訴訟費用・弁護士費用の敗訴者負担(同 18.74.10) 著作権侵害物品・不正商標商品の製造・生産のために用いられる材料及び道具について、廃棄・流通経路からの排除の対象となる条件を、「主として使用される」から「使用された」に緩和(同 18.74.12(b)) 技術的保護手段・権利管理情報に関して、(a)「法的救済」の具体的な内容(暫定措置、著作権侵害について利用可能な損害賠償、訴訟費用・弁護士費用の敗訴者負担、使用装置及び製品の廃棄。同 18.74.17(a)) (b)損害賠償の制限を許容する具体的な場面(非営利図書館等の施設での過失による場合。同(b))を定めている。

【国境措置に関する特別の要件】として、不正商標物品又は著作権侵害物品である疑いのある「通過物品」に対する職権による国境措置の開始の義務化(同 18.76.5)を定めている。

【刑事上の手続及び刑罰】として、「商業的規模で行われる」行為につき権利者の利益に実質的かつ有害な影響を与える重大な行為の追加(同 18.77.1) 映画盗撮の刑事罰等の措置の採用(義務化。同 18.77.4) 重大犯罪につき司法当局への侵害活動による資産の没収命令権限の付与(義務化。同 18.77.6(d)) 司法当局への不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装の没収命令権限の付与(同(e)) 非親告罪を「適当な場合」以外にも拡大(同(g)。ただし、締約国は市場における権利者の能力に影響を与える場合に限定可能。)及び インターネット・サービス・プロバイダ(以下、「ISP」という。)の発信者情報開示に関する手続の規定(義務化。同 18.82)を定めている。

TPP 協定知的財産章と執行規定に関する ACTA との対応状況の詳細(TRIPS 協定を含む)は、以下の一覧表及び別添の比較表を参照。

表 2 : TPP 協定知的財産章と ACTA (及び TRIPS 協定) との対応・一覧表⁴

TPP 条文	見出し	関連する規定		TPPにおいてACTAと異なる主な点
		ACTA 条文	TRIPS 条文	
第H節 著作権				
18.68	技術的保護手段			
18.68.1		27.5	-	(特になし)
18.68.1(a)		27.6(a)	-	TPPでは「自国の法令の範囲内」で実施すればよいとの限定なし
18.68.1(b)		27.6(a)(b)	-	技術的保護手段の回避装置・製品の販売・貸与またはサービスの提供の申し出の行為の追加
18.68.2		27.6(b)(ii) FN15	-	(特になし)
18.68.3		27.8	-	技術的保護手段の回避等の行為への刑事罰、技術的保護手段の回避等の行為についての例外を定める基準の明示
18.68.4		27.8	-	(特になし)
18.68.5		27.5 FN14	-	(特になし)

⁴ PIJIP Fellows, TPP-ACTA Comparison Table, v. 2.0, May 2012 (<http://infojustice.org/wp-content/uploads/2012/05/TPP-TRIPS-ACTA-Chile-FTA-Comparison-Table.pdf>) をもとにしつつ、TPP 協定の個別条項と比較しながら作成した。

18.69		権利管理情報		
18.69.1		27.7	-	権限なく改変された権利管理情報を知りながらの頒布・頒布目的輸入の責任の明確化・刑事上の手続及び刑罰の規定の義務化
18.69.2		27.8	-	措置から除外できる活動(法令の執行又は重大な安全保障上の利益の目的その他の関連する政府の目的のための活動)の明示
18.69.3		-	-	TPP条文参照
18.69.4		27 FN16	-	(特になし)
18.70		集中管理		
18.7		-	-	TPP条文参照
第I節 権利行使				
18.71		一般的義務		
18.71.1		6.1	41.1	(特になし)
18.71.2		27.1.2	-	暫定措置を対象に拡大
18.71.3		6.2	41.2	(特になし)
18.71.4		2.2	41.5	(特になし ※TRIPS条文と同旨)
18.71.5		6.3	46	(特になし)
18.72		推定		
18.72.1-3		-	-	著作権者等の推定、民事・刑事及び行政手続における権利の存在若しくは有効性についての推定
18.73		知的財産権に関する権利行使の実務		
18.73.1		30 (b)	41.3, 63	(特になし)
18.73.2		28.2	-	(特になし)
18.73.3		30 (c)	-	(特になし)
18.74		民事上及び行政上の手続及び救済措置		
18.74.1		7.1, 5(l)	42, Fn11	(特になし)
18.74.2		8.1	44.1	(特になし)
18.74.3		9.1	45.1	(特になし)
18.74.4		9.1	-	(特になし)
18.74.5		9.2	45.2	(特になし)
18.74.6-8		9.3	45.2	著作物等の侵害及び商標の不正使用について法定または追加的な損害賠償の規定(義務化)
18.74.9		-	-	追加的な損害賠償の裁定
18.74.10		9.5	45.2	特許権侵害訴訟での訴訟費用等の敗訴者負担
18.74.11		-	-	訴訟費用等が司法手続の利用を不当に妨げないことの確保
18.74.12(a)		10.1	46	(特になし)
18.74.12(b)		10.2	46	廃棄・流通経路からの排除の対象である、著作権侵害物品・不正商標物品の製造・生産のために使用される材料及び道具から「主として」使用されるの文言の削除
18.74.12(c)		20.2	46	(特になし)
18.74.13		11	47	(特になし)
18.74.14		-	-	秘密保持命令違反への制裁権限
18.74.15		-	48.1	権利行使手続の濫用により被った損害に対する賠償命令
18.74.16		7.2	49	(特になし)
18.74.17(a)		27.5, 27.7	-	「法的救済」の具体的な内容(暫定措置、著作権侵害について利用可能な損害賠償、訴訟費用等の敗訴者負担、使用装置及び製品の廃棄)の明示
18.74.17(b)		27.8	-	損害賠償の制限を許容する具体的な場面(非営利図書館等の施設での過失による場合)の明示
18.75		暫定措置		
18.75.1		12.2	50.2, 50.4	(特になし)
18.75.2		12.4	50.3	(特になし)
18.75.3		12.3	50.1(b)	(特になし)

18.76		国境措置に関する特別の要件		
18.76.1		17.2	51	「混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品」を対象に拡大
18.76.1 FN		5(d), (k)	51 FN13, 14	(特になし)
18.76.2		17.1	51, 52	「混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品」を対象に拡大
18.76.3		18	53, 56	「混同を生じさせるほどに類似の商標を付した物品」を対象に拡大
18.76.4		22(b), (c)	54	(特になし)
18.76.5		16	58	不正商標物品又は著作権侵害物品である疑いのある「通過物品」に対する職権による国境措置の開始権限の義務化
18.76.6		19, 20.3	-	(特になし)
18.76.7		20	59	(特になし)
18.76.8		21	-	(特になし)
18.76.9		14	60	(特になし)
18.77		刑事上の手続及び刑罰		
18.77.1		23.1	61	「商業的規模で行われる」行為につき権利者の利益に実質的かつ有害な影響を与える重大な行為等の明記
18.77.2		23.1 FN	-	(特になし)
18.77.3		23.2	-	刑事上の手続及び罰則を「自由貿易地帯」にも適用
18.77.4		23.3	-	映画盗撮の刑事罰等の措置の採用(義務化)
18.77.5		23.4	-	(特になし)
18.77.6(a)		24	61	(特になし)
18.77.6(b)		-	-	TPP条文参照
18.77.6(c)		25.1, 25.2	61	(特になし)
18.77.6(d)		25.5(b)	-	重大犯罪につき司法当局への侵害活動による資産の没収命令権限の付与(義務化)
18.77.6(e)(i)		25.3	61	(特になし)
18.77.6(e)(ii)		25.4	61	(特になし)
18.77.6(e)(iii)		23.2	-	司法当局への不正な商標が付され、及び犯罪のために使用されたラベル又は包装の没収命令権限の付与
18.77.6(f)		-	-	TPP条文参照
18.77.6(g)		26	-	非親告罪を「適当な場合」以外にも拡大
18.77.7		25.5(a)	61	(特になし)
18.82.7		27.4	-	ISPの発信者情報開示に関する手続の規定(義務化)
18.78		営業上の秘密		
18.78.1		-	39.1, 39.2	(特になし ※TRIPS条文と同旨)
18.78.2, 3		-	-	営業上の秘密に関する刑事上の手続及び刑罰
18.79		衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護		
18.79.1-3		27.5, 27.6	-	衛星放送用等の暗号化された番組伝送信号の保護
18.80		ソフトウェアの政府による使用		
18.80.1, 2		-	-	TPP条文参照
第J節 インターネット・サービス・プロバイダ				
18.81	定義	-	-	オンライン環境における著作権侵害に対する権利者の効果的な行動を許容する権利行使手続、ISPのための適切な免責の確立・維持、適正手続及びプライバシーの原則に整合するISPからの情報入手のための司法上又は行政上の手続等
18.82	法的な救済措置及び免責	27.2	-	

．ASEAN 4 力国の TPP 協定知的財産章の担保状況

1．はじめに

TPP 協定知的財産章の規定の遵守のために、参加国においては少なからず制度改正が求められ得ると考えられる。この点、TPP 協定の参加国のうち、ASEAN 諸国には、今後我が国産業界のビジネスの拡大が期待される地域が多く含まれているところ、これら国々における知的財産関連制度において、現時点での TPP 協定知的財産章の担保状況や TPP 協定の発効に伴う現行国内法制の改正・修正の必要性等を調査・分析することは、我が国企業の円滑なビジネス進出に大きく貢献すると考えられる。

そこで、TPP 参加国である ASEAN4 力国（シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ）の TPP 協定知的財産章の担保状況、及び、新たに法改正等が必要となる事項について調査を行った。調査手法としては、ASEAN 諸国の知的財産保護制度に精通している法律事務所である Rajah & Tann Singapore LLP への質問票による依頼調査の手法を用いた¹。

2．ASEAN4 力国（シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ）TPP 協定知的財産章の担保状況

（1）シンガポール²

（a）TPP 協定の国内的効力

シンガポールの現行知的財産法は、概ね TPP 協定知的財産章を担保しているものの、改正が必要な領域が一部存在する。TPP 協定が発効した場合、シンガポールでは同協定を履行するための国内立法が必要となる³。この点について、2017 年度中に TPP 協定に対応した法改正案の提出が見込まれるとの見方もある一方、具体的な期日は決まっていない⁴。

（b）商標に関する検討事項

TPP 協定 18.18 では、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求してはならず、また、商標を構成する標識が音であることのみを理由として商標の

¹ 調査期間：2016 年 12 月 22 日～2017 年 1 月 23 日。

² 主に、Rajah & Tann Singapore LLP, *The Trans-Pacific Partnership and Intellectual Property: Potential Changes in Singapore, Malaysia and Vietnam*, April 2016 pp.1-2.

³ (*PP v Tan Cheng Yew* [2013] 1 SLR 1095 at [56], *Yong Vui Kong v PP* [2015] SGCA 11 at [29])

⁴ 国内法での TPP 協定知的財産章の担保状況や同協定知的財産章の担保に必要な改正事項について詳細に検討した論文、報告書等の資料として Rajah & Tann Singapore LLP が、Christopher Lee & Ong LLP および Rajah & Tann LCT Lawyers から情報提供を受けて、シンガポール、マレーシアとベトナムの法律について、立法上の改正を必要としている可能性のある分野と、TPP 第 18 章にどの程度対応しているかについての記事を公表したものがあ

<http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=45005106-bf01-4622-8444-6790e0a10c36>

<https://www.gov.sg/news/content/channel-newsasia--singapore-to-amend-legislation-to-bring-tpp-into-effect-by-next-year-pm-lee>

<http://www.todayonline.com/world/asia-TPP%20signatory%20nations%20pledge%20to%20ratify%20trade%20pact%20amid%20uncertainties>

登録を拒絶してはならないことを求めている。また、各締約国は、匂いによる標章を登録するよう「最善の努力」を払うこととなっている。

シンガポール現行法では、標識が視覚によって認識できる必要はなく、また、音も対象となる。他方、匂いそれ自体の標章登録に関する禁止規定はないが、登録商標の図式による表示という視覚的表現の要件があることで、匂いの標章登録は難しいものとなっている。こうした匂いによる標章登録の困難性を考えると、シンガポール現行法が、匂いの標章の登録のための「最善の努力」が払われているとは言えない可能性もあり、立法に向けて何らかの対応が検討されるべきであると考えられている。

(c) 著作権等の保護期間に関する検討事項

TPP 協定 18.63(b)には、TPP 協定の各締約国が、自然人の生存期間に基づいて著作物、実演又はレコードの保護期間が計算されない場合、保護期間は(i)当該著作物の最初の公表年の終わりから起算して少なくとも 70 年、または(ii) 創作から 25 年以内に公表されない場合には、創作年の終わりから起算して少なくとも 70 年はなければならないと規定されている。

この点、シンガポール著作権法(「SCA」) 28-29 条には TPP 協定 18.63(b)(ii) の規定内容が含まれておらず、著作物は最初に公表されたときから起算して保護期間が開始することになっている。従って、著作物が公表されない場合の保護期間について、創作年の終わりから起算されるように改正を行う必要があると考えられる。

現段階において具体的には、法務省とシンガポール知財庁は法令を以下のように改正する可能性がある。

- i) 未公表の文芸、音楽、演劇、美術作品の著作権保護期間については、創作者の死後 70 年間に限定する。
- ii) 創作者不明の録音物、映画、作品の著作権保護期間については、創作後 50 年以内に公表がなされた場合には最初の公表から 70 年間、未公表の場合には創作後 70 年間に限定する。

本改正案に関する意見募集は、2016 年 8 月 23 日から 2016 年 11 月 7 日まで行われていたが、その後の意見及び今後のスケジュールについての公式発表はされていない。

(d) 特許権に関する検討事項

TPP 協定 18.45 では、少なくとも() 調査及び審査の結果、() 出願人からの秘密でない連絡、および() 出願人及び関係する第三者が提出した特許文献又は非特許文献の列記、を公衆が利用できるようにすることが求めている。

シンガポールの現行 IP データベースでは、これら情報のすべては提供されていない。将来的には、同データベースの検索結果に特許に関するより多くの情報が含まれるようになると考えられる。

(e) 医薬特許期間延長に関する検討事項

TPP 協定 18.48.2 (医薬特許期間延長) では、医薬品の販売承認を得るための手続の結果として特許期間が不合理に短縮される場合には、医薬品の特許期間の調整が義務付けられている。

この規定については、シンガポール特許法第 36A 条(1)(c)と第 36A 条(5)、特許規則第 51A 条(7)によって担保されており、不合理な短縮を理由とした特許期間の延長のためのオプションを提供している⁵。ただし、これらの規定に基づいて、シンガポールにおいて実際に特許期間が延長された事例は、ほとんど知られていない。

(f) 医薬品データ保護に関する検討事項

TPP 協定 18.50.1(a) (医薬品のデータ保護) の実施については、日本企業の関心も大きいところ、シンガポールにおける医薬品に関する適切なデータ保護は特許法第 2 条及び 2016 年医療製品 (治療製品) 規則第 29 条に基づいて実効性が確保されている⁶。

⁵ 特許法

特許存続期間の延長

第 36A 条(1) 特許権者は、登録官に対し、以下のいずれかの理由に基づいて、当該特許の存続期間の延長を申請することができる。

...

(c)当該特許の主題に、何らかの医薬品の有効成分である物質が含まれている場合には、

(i)有効成分としての物質を利用して販売承認を取得する最初の医薬品であり、その販売承認の取得手続を理由として、当該特許を実施する機会が不合理に短縮されたこと。かつ、

(ii)当該特許の存続期間がこの理由で延長されることがないこと。

(5) 特許を実施する機会の縮小は、当該特許の主題に何らかの医薬品の有効成分である物質が含まれ、有効成分としての物質を利用して販売承認を取得する最初の医薬品である場合に、販売承認の取得手続を理由とするときは、所定の要件が満たされない限り、(1)(c)に基づく不合理な短縮としては取り扱わない。

特許規則

特許の存続期間の延長

第 51A 条(7) 第 36A 条(5)の適用上、特許を実施する機会の縮小は、当該特許の主題に何らかの医薬品の有効成分である物質が含まれ、有効成分としての物質を利用して販売承認を取得する最初の医薬品である場合に、販売承認の取得手続を理由とするときは、第 36A 条(1)(c)に基づく不合理な短縮としては取り扱わない。ただし、次の場合を除く。

(a)販売承認が付与証明書の交付日の後に取得されていること。かつ、

(b)販売承認の申請日と、販売承認が得られた日との間の間隔が、販売承認の申請人の作為又は不作為による期間を除き、2 年を超えること。

⁶特許法

第 2 条 解釈

「販売承認」とは、医薬品に関しては、以下を意味する。

(b) 2012 年 (改正) 特許法第 2 条(d)の開始日以降に、医療製品法 (第 122D 章) 第 7 部に基づいて行われた登録。

2016 年医療製品 (治療製品) 規則

登録排他性

第 29 条

(a) 申請人が、治療製品の登録申請の根拠付けとして、当該治療製品の安全または有効性に関する情報を当局に提供しており、かつ、

(b) 当局が当該治療製品をすでに登録している場合 (先の登録と呼ぶ) には、

当局は、先の登録の登録者が先の登録を根拠としての登録に同意しない限り、先の登録日から 5 年間は、他のいかなる者による申請に関しても、先の登録を根拠としての類似した治療製品の登録は行わない。

(g) TPP 協定に関連した国内動向

シンガポールの知的財産制度に関する戦略および展開として、シンガポール特許庁 (IPOS) が 2013 年 3 月に IP Hub 構想(IP Hub Master Plan)を発表し、同国が ASEAN での知財活動の拠点となることを志向している。具体的には、同国が知財出願審査・知財取引と知財管理・知財紛争解決のハブとなることが目標として掲げられている⁷。

その他、IPOS 年次報告⁸、シンガポールの知的財産権制度の展開⁹、シンガポールの知的財産法における主要な国会議事、制定法および関連動向 (Singapore Academy of Law Journal, 2012 年)¹⁰、スングレッシュ・メノン最高裁判所長官による、知的財産紛争解決委員会の達成目標に関する論考^{11,12}等において同国の戦略が見て取れる。

(2) マレーシア¹³

(a) TPP 協定の国内的効力

現行のマレーシア法は TPP 協定知的財産章を概ね担保している。しかし、TPP 協定のいくつかの規定に関しては改正が必要と考えられる。

(b) 商標に関する検討事項

商標に関して、現行マレーシア商標法 (「MTMA」) 3 条 (2)(a) は、「標章の印刷または他の視覚表現の使用」であると標章の使用を定義しており、匂いや音の標章を提示することや使用することは許可されていない。この点、TPP 協定 18.18 を担保するため、MTMA は、匂いや音といった非伝統的な商標の登録を許容するよう改正されなければならない。

(c) 著作権の保護期間に関する検討事項

TPP 協定 18.63 では、著作権の保護期間は著作者の生存期間及び死後 70 年であることを規定しているが、現行マレーシア著作権法 1987 (「MCA」) では死後 50 年としているため、改正が必要である。なお、技術的保護手段について規定する TPP 協定 18.68 は、現行 MCA の下でも担保されている。

⁷ <https://www.ipos.gov.sg/Portals/0/Press%20Release/IP%20HUB%20MASTER%20PLAN%20REPORT%202%20APR%202013.pdf>

⁸ <https://www.ipos.gov.sg/AboutUs/AnnualReports.aspx>

⁹ https://lkyspp.nus.edu.sg/wp-content/uploads/2014/11/LKWMS_Series01_SG_IP.pdf

¹⁰ <http://journalonline.academypublishing.org.sg/Journals/Singapore-Academy-of-Law-Journal-Special-Issue/e-Archive/ct/eFirstSALPDFJournalView/mid/513/ArticleId/337/Citation/JournalsOnlinePDF>

¹¹ [http://www.supremecourt.gov.sg/Data/Editor/Documents/Response%20by%20CJ%20-%20Opening%20of%20the%20Legal%20Year%202016%20on%2011%20January%202016%20\(Checked%20against%20Delivery%20110116\).pdf](http://www.supremecourt.gov.sg/Data/Editor/Documents/Response%20by%20CJ%20-%20Opening%20of%20the%20Legal%20Year%202016%20on%2011%20January%202016%20(Checked%20against%20Delivery%20110116).pdf)

¹² 第[40]パラグラフから第[42]パラグラフまで。

¹³ 主に、Rajah & Tann Singapore LLP, The Trans-Pacific Partnership and Intellectual Property: Potential Changes in Singapore, Malaysia and Vietnam, April 2016 pp.2-3.

(d) 特許権に関する検討事項

TPP 協定 18.46 は、特許出願手続の不合理又は不必要な遅延を補償するために、特許期間の調整を要求している。同規定は、マレーシアの現行特許法に規定されておらず、法改正により導入される必要がある。ただし、TPP 協定 18.46.4 には、ジェネリック業界への影響という観点から懸念が示されている。

(e) 医薬品データ保護に関する検討事項

マレーシアでは、データ独占規定 (Regulation 29 of The Control of Drugs and Cosmetics Regulations 1984 に基づき公表された Directive on Data Exclusivity 2011) により、公開されていない医薬品の試験データは保護される。

TPP 協定 18.50.1(a) では、製薬会社が提出した臨床データについて、保健省の医薬品管理庁 ("DCA") が販売を承認した日から 5 年間データ保護を行うと規定しているが、マレーシアは、本条の例外 (「マレーシアの例外」) について交渉し、TPP 協定付属書 18-C においてこの 5 年間のデータ保護は、製薬会社が商品について他国で販売承認を初めて受けた日から 18 か月以内にマレーシアで販売承認を得る手続を開始したときにのみ、適用されると規定された。本条項は、先発医薬品の特許期間が満了したときに、そのジェネリック医薬品の供給を遅らせる効果を持つとされる。こうしたマレーシアの例外は、公衆衛生に対する配慮 (すなわち、安価なジェネリック医薬品の利用) と製薬会社の利益とのバランスを達成しようとするものである。

(f) その他の検討事項

最終規定 (TPP 協定 18.83.4(b)) の記載から、TPP 協定 18.47.2 の農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護、TPP 協定 18.51.1 の生物製剤の 8 年のデータ保護または 5 年のデータ保護及び他の措置、そして、TPP 協定 18.53.2 の特定の医薬品の販売に関する措置についての代替の司法手続き以外の制度の採用、維持が改正事項となる可能性がある。

また、国境措置につき、TPP 協定 18.76.5 中の(b) 輸出されようとしている物品、及び(c) 通過物品についての職権による国境措置の開始、TPP 協定 18.79.2 の衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護に関して、法改正が必要となる可能性がある。

なお、ハムザ・ザイヌディン国内取引共同組合消費者行政相は 2016 年 8 月 2 日、知的財産権賞授賞式で、TPP 協定の発効に備え、TPP 協定の要求を満たすよう知的財産関連法を改正し、知的財産保護、執行面の強化を図り、出願手続きも改善すると表明したことが伝えられている¹⁴。

¹⁴ 「2016 年 8 月 3 日 知的財産権関連法を改定へ、TPP 発効に備え クアラルンプール」
<https://www.asiax.biz/news/39181/>

(g) TPP 協定に関連した国内動向

TPP 協定は、2016 年 1 月 26 日にマレーシア議会上程され¹⁵、2016 年 1 月 28 日にマレーシア議会通过している¹⁶。TPP 協定が発効した場合、マレーシアでは TPP 協定を履行するために、マレーシア連邦憲法第 74 条(1)に従って、議会在条約の内容を取り入れた国内法を制定しない限り、国内法的効果は発生しない¹⁷。しかし、マレーシアの国内法は、TPP 協定に概ね対応したものとなっており、改正が必要な事項は多くない。

TPP 協定第 18 章(知的財産)に関しては、9 つの改正が必要であり、そこには 1976 年商標法、1997 年商標規則¹⁸、1983 年特許法、1986 年特許規則、1987 年著作権法、2000 年地理的表示法、2001 年マネーロンダリング・テロ資金供与防止法、2008 年植物新品種保護(新)2004 年規則、植物新品種の保護 390/2008 及び 389/2008、1998 年通信・マルチメディア法、1984 年薬物・化粧品管理規則、指令 No.2/2011(「データ保護」関連)に基づく特許、著作権、商標、地理的表示および権利行使の分野が含まれる¹⁹。

なお、米国が TPP 協定から脱退するという米国大統領のドナルド・トランプ氏の公約を受けて、ムスタパ・モハマド国際通商産業相は、米国が TPP 協定に参加するということを正式に確認しなければ、マレーシアは次の行動に移らないと発表している²⁰。

(3) ブルネイ²¹

(a) TPP 協定の国内的効力

TPP 協定第 18 章の規定の履行に関する法的枠組みが、ブルネイの現行の知的財産法法規の改正によりさらに強化される見込みがある。

ブルネイでは、国際条約に加盟した場合、新しい法律を制定するか、または関連した国内法を改正して国際条約の内容を実現することによって、当該条約の効力が生じる。

ブルネイ憲法のもとでの国内手続は、国王によって任命される構成員による立法評議会(一般に“LegCo”と呼ばれる。1年に1回、1か月間の開催)が、新しい法律の制定または

¹⁵ The Official Portal of Parliament of Malaysia “Special Meeting of House of Representatives (TPPA)” (26 January 2016) < <http://www.parlimen.gov.my/index.php?modload=content&action=001&id=905> > 2016 年 12 月 30 日閲覧。

¹⁶ Sumisha Naidu, Channel News Asia “Malaysia to officially sign TPP after Senate gives green light” (28 January 2016) < <http://www.channelnewsasia.com/news/business/malaysia-to-officially/2466546.html#> > 2016 年 12 月 30 日閲覧。

¹⁷ Minderjeet Kaur, New Straits Times “17 laws to be amended if TPPA approval given” (26 January 2016) < <http://www.nst.com.my/news/2016/01/124065/17-laws-be-amended-if-tpa-approval-given> > 2016 年 12 月 30 日閲覧。

¹⁸ 2016 年 8 月 15 日に、マレーシアはマドリッド協定議定書に加盟した。マディウス・タンガウ科学技術革新相は、同議定書は 2016 年 9 月 15 日からマレーシアで効力を発生すると公表した Ministry of Science, Technology and Innovation, “22 AUGUST 2016 : MALAYSIA ACCEDED TO MADRID PROTOCOL” (22 August 2016) < <http://www.mosti.gov.my/en/berita-en/22-august-2016-malaysia-acceded-to-madrid-protocol/> > 2016 年 12 月 30 日閲覧。

¹⁹ Minderjeet Kaur, New Straits Times “17 laws to be amended if TPPA approval given” (26 January 2016) < <http://www.nst.com.my/news/2016/01/124065/17-laws-be-amended-if-tpa-approval-given> > 2016 年 12 月 30 日閲覧。

²⁰ Dato’ Sri Mustapa Mohamed, Ministry of International Trade and Industry “Media Release: The Current Status of the Trans-Pacific Partnership Agreement (TPPA)” (15 November 2016); Noor Soraya Mohd Jamal, Bernama “TPPA A Guessing Game, RCEPA Blessing, Malaysia Awaits” (23 December 2016)

²¹ ブルネイの知的財産戦略に関しては、以下のレポートがある。
<http://bruneiresources.blogspot.sg/2016/04/effects-of-tpa-and-aec-on-brunei.html>
<http://borneobulletin.com.bn/brunei-to-benefit-enormously-from-tpa-agreement/>
<http://thediplomat.com/2015/07/what-the-trans-pacific-partnership-means-for-southeast-asia/>

既存の国内法の改正に関して、新法案または改正法案を出すことによって議論が開始され、その次に当該議論をブルネイ国王に提示、国王が承認と署名を行った場合は、当該法は施行可能となる。

もっとも、国王は、国際条約の関係省庁の助言に基づいて、利害関係人と協議の上、新法または法改正に関連する議案を承認し署名を行うことがある。

現在のところ、TPP 協定に対応するための具体的な法案に関する発表はなされていない。これには、ブルネイ国王が法案を承認して署名する時まで TPP 協定の批准に係る国内の知的財産法規の改正案草案は非公開とされていることが関係していると考えられる。

TPP 協定に対応した国内法案を作成するための政府内における議論内容に関するすべての文書、議事録、報告書が秘密保護法（第 153 章）により秘密とされており、国王の許可がなければ、政府の外部にいる者または外国人に対して内容を知らせることはできないとされている。

現在のところは、国王が TPP 協定について「消費者、労働者、農民、大企業、中小企業は、できるだけ迅速に共通利益について認識し、TPP が示すより良い未来について認識し始める²²機会である」との言及のみが発表されている。

国内法での TPP 協定知的財産章の担保状況や同協定知的財産章の担保に必要となる可能性のある改正事項については、以下のものがある。

（b）商標に関する検討事項

ブルネイでは、商標とは「ある企業の商品又はサービスを他社のそれと区別して写実的に表現でき、視認可能な標識」と定義されており、特に個人の名称、言葉、図案、文字、数字、商品又はその包装の形状は商標として保護の対象となるとしている。そのため、TPP 協定 18.18（商標として登録することができる標識の種類）への全面的な対応が必要である。

また、少なくとも、最終規定において経過措置が規定されている、TPP 協定 18.7.2 の協定締結義務として、千九百九十一年の UPOV 条約の締結（経過措置の規定はないが、マドリッド議定書²³、シンガポール条約、WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約が未締結である。）が必要である。

● 商標法第 4 条（チャプター 98）

第 4 条(1) 本法において、「商標」とは、ある事業の商品又は役務を他の事業のそれと区別することのできる図表として表現可能な、視覚的に識別できるあらゆる標識を意味する。商標は、特に、語（個人の名称を含む）意匠、文字、数字、商品又はその包装の形状によって構成することができる。

²² <http://www.mofat.gov.bn/pages/statements-releases.aspx>

²³ ブルネイは 2016 年 10 月 6 日にマドリッド協定議定書に加盟し、同議定書は同国で 2017 年 1 月 6 日に施行された（WIPO の発表を参照されたい。 http://www.wipo.int/madrid/en/news/2016/news_0020.html）。しかし、アンケートによれば、商標法（第 98 章）はまだマドリッド協定議定書とそれに基づく国際出願手続を施行するための改正をされていないので、同議定書に基づく国際出願の開始日についてはブルネイ政府から新たに発表があると思われる。

改正予定事項として、「視覚的に」という語の削除が考えられる。これを削除することにより、商標の定義は、その中に、音や匂いによる標章を含むものへと拡大されることになる。

(c) 特許権に関する検討事項

● 2011年特許令第36条(1)特許存続期間の延長

第36条

(1) 特許権者は、登録官に対し、以下のいずれかの理由に基づいて、当該特許の存続期間の延長を申請することができる。

- (a) 当該特許の付与において、登録官による不当な遅延があったこと。
- (b) 当該特許が第29条(2)(c)(ii)にいう対応出願に関する所定の情報に基づいて付与された場合には、
 - (i) 対応特許の交付において不当な遅延があり、かつ、
 - (ii) 対応特許を付与した特許庁が前記遅延に基づいて対応特許の存続期間を延長したこと。
- (c) 当該特許の主題に、何らかの医薬品の有効成分である物質が含まれている場合には、
 - (i) 有効成分としての物質を利用して販売承認を取得する最初の医薬品であり、医薬品の販売承認の取得手続を理由として、当該特許を実施する機会が不当に短縮されたこと。及び、
 - (ii) 過去に当該特許の存続期間がこの理由で延長されたことがないこと。

(2) 特許付与における登録官による遅延は、次の場合を除き、(1)(a)にいう不当な遅延としては扱わない。

- (a) 特許出願日と付与証明書交付日との間の間隔が、出願人の作為又は不作為による期間を除き、4年を超える場合。又は、
- (b) 次の日の何れかと付与証明書交付日との間の間隔が、出願人の作為又は不作為による期間を除き、2年を超える場合。
 - (i) 出願人が第29条(2)(b)に従って調査及び審査報告を請求した日。
 - (ii) 出願人が第29条(2)(c)(i)、(d)(i)若しくは(e)(i)又は(4)に従って審査報告を請求した日。

(3) 特許権者が(1)(a)に基づく申請を行い、かつ、(1)(a)にいう不当な遅延が実際に生じたと登録官に納得させた場合には、登録官は、当該特許の存続期間を次のいずれか長い期間延長する。

- (a) (2)(a)が該当する場合は、(2)(a)にいう間隔が4年を超える期間。
- (b) (2)(b)が該当する場合は、(2)(b)にいう間隔が2年を超える期間。又は、
- (c) (2)(a)及び(b)の双方が該当する場合は、
 - (i) (2)(a)にいう間隔が4年を超える期間。若しくは、
 - (ii) (2)(b)にいう間隔が2年を超える期間。

改正予定事項：2011年特許令第36条に基づく特許期間の延長は、2年とされている個所

は3年に、4年とされている個所は5年に、それぞれ改正される可能性がある。

● 2011年特許令 第77条(1)(f)(ii)

申請に基づいて特許を取消す権限

第77条(1) 本令に従うことを条件として、登録官は、いかなる者からの申請によっても、次の理由のいずれか(のみ)に基づいて、発明に対する特許を、命令により取消すことができる。

- (a) 当該発明が、特許を受けることができる発明ではないこと。
- (b) 当該特許が、当該特許を付与される権原のない者に対して付与されたこと。
- (c) 当該特許明細書が、当業者が当該発明を実施できるように、当該発明を明確かつ完全に開示していないこと。
- (d) 当該特許明細書で開示されている事項が、次において開示された範囲を超えていること
 - (i) 出願されたときの特許出願。又は、
 - (ii) 当該特許が、第20条(3)若しくは第48条(4)に基づいて若しくは第26条(11)に従ってなされた新規の出願によって付与された場合には、出願日及び優先権の基礎となった、本令に基づいて出願された出願時の先の出願。
- (e) 補正又は訂正が次の明細書になされていて、それが許容されるべきではなかったこと。
 - (i) 特許。又は、
 - (ii) 特許の出願。
- (f) 特許が次のように取得されたこと
 - (i) 不正に取得されたこと。
 - (ii) 不実表示により取得されたこと。又は
 - (iii) 所定の重要な情報の非開示若しくは不正確な開示により取得されたこと。当該情報の提供義務を負う者が、当該情報若しくは不正確性について知っていたか否か、若しくは合理的に知りうべきであったか否かを問わない。
- (g) 当該特許が、同一の当事者又はその権原承継人により出願された、同一の優先日を有する同一の発明に対する2つ以上の特許の1つであること

改正予定事項として、第77条(1)(f)(ii)は、「不実表示または不正行為により」と改正され得る。

(d) その他の検討事項

1999年緊急(著作権)令、1999年緊急(工業意匠)令、1999年緊急(回路配置)令、2015年植物品種保護令、に関する改正案も検討事項であると考えられるが、現時点での情報は得られていない。

また、TPP協定18.47.1の農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの10年のデータ保護(国内)、TPP協定18.50.1の開示されていない試験データその他のデータの5年のデータ保護(国内外)、TPP協定18.51.1の生物製剤の8年のデータ

保護または5年のデータ保護と他の措置の組み合わせ、TPP 協定 18.53.2 の特定の医薬品の販売に関する措置についての代替の司法手続き以外の制度の採用、維持、及び、TPP 協定 18.81 の ISP に関する制限規定について、法改正が必要となる可能性がある。

なお、近時の法改正情報として、特許法の2016年改正法案の存在が知られている²⁴。

(e) TPP 協定に関連した国内動向

2000年頃から、ブルネイは知的財産権に関する各種法律を、国際基準に従った形で整備してきている。特に、特許法は、2011年の全面改正により、従前の他国の特許に基づく特許（いわゆる、確認特許）から、独自に権利を付与する特許制度に整備された。また、知的財産権に関わる条約に次々に加入している（WIPO 設立条約、TRIPS 協定、ベルヌ条約、パリ条約、PCT、ブタペスト条約、ハーグ協定）。ブルネイの知的財産権の保護状態は、近年大きく改善しつつあり、2013年には、米国のスペシャル 301 条の監視国から除外されている。

(4) ベトナム²⁵

(a) TPP 協定の国内的効力

TPP 協定は、ベトナム国会により批准されれば直ちに、ベトナム国内法としての効力が生じる。TPP 協定第 30 章 30.5 によれば、TPP 協定は、全ての原署名国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後六十日で効力を生ずるとされている。ベトナム法上、「関係する国内法上の手続」とは、条約に拘束されることに対する承認取得のための国内手続をいう。これは、ベトナムの管轄の官庁、担当者、又はベトナムによる条約加入を正式に表明する正当な権限を有する者による法的行為を指す²⁶。

²⁴ <http://mentorip.com/index.php/new-project/134-cabinet-nods-draft-laws-on-patents> ただし、TRIPS 協定の義務に対応するための改正か。

²⁵ 主に、Rajah & Tann Singapore LLP, The Trans-Pacific Partnership and Intellectual Property: Potential Changes in Singapore, Malaysia and Vietnam, April 2016 pp.2-3.

²⁶ 例えば、条約の批准などがこれにあたる（国際条約法、108/2016/QH13（2016年4月9日国会）（以下「2016年国際条約法」という）第2.12条）。

2016年国際条約法の第29.1条(d)に基づき、国会は、法令及び国会決議に反する規定が含まれた条約の批准を行う管轄機関である。TPP 協定には、知的財産に関する規定など、法令及び国会決議に反する規定が含まれていることから、TPP 協定の発効には国会の批准を要する。国会は、批准決議において、次の措置のいずれかをとることとされている（2016年国際条約法第6.2条及び第29.3条）。

- (a) 自然人、法人又はその他の主体に対して、条約の全部又は一部の直接適用を決定すること（条約の規定が、実施のために十分に明確かつ具体的である場合）又は
- (b) 条約の要件、内容及び性質に応じて、条約の実施のための法令を改正、追加、廃止又は制定することを決定若しくは提案すること。

この点に関連して、2016年国際条約法第6条によると、法令及びベトナムが締結している条約において、同一事項について異なる規定がある場合には、憲法を除き、条約の規定が優先することとされている。従って、上記(b)の場合には、国内の法制定手続に従って国内法を改正・追加し、批准された条約との整合性を確保する必要がある。批准された条約と国内法との間に不一致がある場合には、国内法の直接改正（必要な場合）が行われる前でも、批准された条約が有効であり、国内法（憲法を除く）に優先する。

批准された条約と不整合な国内法は、改正及び追加を行い、条約との整合性を保つ必要がある。

従って、TPP 協定が国会で批准された場合には、TPP 協定に反する国内法（ある場合）は、改正及び追加の必要がある。現在のところ、政府又は関係官庁から公式に発表された資料で、TPP 協定の実施に関して、既存の基準や規則の改訂又は解釈の変更の詳細について定めたものは見当たらない。これは、TPP 協定がまだ批准されていないためである。

TPP 協定の国会承認準備に向けた政府会合での首相の結論に関する 2016 年 3 月 18 日付の通知第 54 号 / TB-VPCP によると、政府は、第 14 回国会の第 1 会議（2016 年 7 月）に TPP 協定を批准のために提出する予定とされている。もっとも、批准のための提出はまだ行われておらず、無期延期となっている。

（b）商標に関する検討事項

商標に関しては、現行のベトナム知的財産法（VIPA）72 条では、音と香りの商標は登録可能な標章として認識されていない。TPP 協定 18.18 との関連においては、こうした種類の標章の商標登録を実現するために国内法の適切な改正をする必要がある。

（c）特許権に関する検討事項

特許に関して、VIPA は、当局による遅延を理由とした特許期間の延長を認めていない。TPP 協定 18.46 との関係において、この点は改正が必要となる。同条と TPP 協定の他のいくつかの規定は、ベトナムの医薬品に特に影響があると考えられる。

（d）著作権に関する検討事項

著作権に関しては、映画の著作物、写真の著作物、舞台著作物、応用美術の著作物及び無名・変名（匿名）の著作物は、現行法では、公開の日から 50 年間保護されている。TPP 協定の担保のために、これらを著作物の生存期間及び死後 70 年に変更する必要がある。

（e）その他の検討事項

批准された条約を適用するための主な手続は、以下のとおりである。

(i) 外務省は、条約の発効日が判明した日から 10 日に、その発効日を関係官庁に通知する。この官庁には、当該条約の交渉 / 署名を提案した官庁（以下「提案官庁」という）が含まれる（2016 年国際条約法第 56.1 条）。

(ii) 提案官庁は、外務省から通知を受けてから 15 日以内に、関係機関・官庁の意見を求め、その意見に基づいて条約の実施計画を作成し、首相に提出して承認を得る（2016 年国際条約法第 76.2 条）。

実施計画には、次の事項が含まれる。

- ・実施のスケジュール
- ・条約の実施における各関係省庁の業務分担案
- ・条約の実施に必要な法令の改正、追加、廃止又は制定の提案
- ・実施措置、管理措置、資金調達及びその他条約の実施に必要な措置
- ・条約の公表及び周知

(iii) 条約の実施計画が承認されると、提案官庁及び関係省庁・機関は、各自の業務及び権限に応じて、計画の実行開始について責任を負う（2016 年国際条約法第 76.5 条）

ベトナム知的財産庁（NOIP）では、毎年、知的財産活動年間報告を公表している。この報告書では、法律制定・方針、国際協力、翌年度の知的財産の取組計画など、知的財産分野における政府の取り組みが詳しく説明されている。

2016年11月5日に、NOIPから知的財産分野の管理業務に関する2015年度総合報告書が公表された。この報告書では、知的財産登録、国際協力、紛争/クレーム処理活動など、政府の知的財産管理業務に関するさらに詳しい説明がなされている。

2016年9月21日には、文化スポーツ観光省（MOST）から、2005年から2016年までの10年間における著作権及び関連する権利に関する知的財産法実施報告書が公表されている。

TPP協定 18.47.1.2 の農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護、TPP協定 18.48.1 の不合理な短縮についての特許期間の調整、TPP協定 18.50.1 の開示されていない試験データその他のデータの保護、TPP協定 18.51.1 の生物製剤の8年のデータ保護または5年のデータ保護と他の措置の組み合わせ、TPP協定 18.53.2 の特定の医薬品の販売に関する措置としての司法手続き以外の制度の採用、維持、TPP協定 18.68.1 の技術的保護手段、TPP協定 18.69.1 の権利管理情報、TPP協定 18.76.5 の職権による国境措置の開始、TPP協定 18.77.1, 2, 4, 6 の刑事上の手続き及び刑罰（不正使用、複製についての手続き、輸出についての刑事罰、映画盗撮の刑事罰等）、TPP協定 18.78.2 の営業上の秘密の故意による横領等の刑事罰、TPP協定 18.78.3 の営業上の秘密の刑事罰の限定、TPP協定 18.79.1, 3 の衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の保護について刑事罰を定めること、TPP協定 18.81, TPP協定 18.82 のISPに関する制限規定について、法改正が必要となる可能性がある。

（f）TPP協定に関連する動向

ベトナム商工会議所（VCCI）は、2016年11月25日に「TPP・EFVFTA（ベトナム・EU自由貿易協定）の知的財産規定との関連におけるベトナム法の見直し会議」を開催した。TPP協定の目的達成、投資の誘致、ベトナムにおけるTPP協定の実施義務及びサポートを確実にするための方法について議論された。この議論は、TPP協定の実施法令の策定のための正式な手続ではない。しかし、出席専門家により検討された意見は、関係省庁による正式な法案作成開始にあたり、採用され検討される可能性はあると思われる。

VCCIの会議では、次のような議題が取り上げられた²⁷。

（ ）知的財産に関する諸規定の改正について

²⁷ <http://trungtamwto.vn/su-kien/hoi-thao-ra-soat-plvn-voi-tppevfta-ve-so-huu-tri-tue> において次のことが示されている。•TPP協定 18.7（国際協定）に定める、ベトナムが締約国となっていない国際協定の署名•TPP協定 18.27 を遵守するために知的財産法典第 148.2 条を改正する件•TPP協定 18.28 に定める ICANN 方針に基づくドメインネーム紛争処理手続を定めるため、命令 72/2013/ND-CP 及び通達 24/2015/TT-BTTTT を改正する件•知的財産法典第 27.2 条 b 及び第 34 条に定める対象の保護期間を、現行の 50 年から 70 年間とする件（TPP協定 18.63）•著作権及び関連する権利の侵害に関する 2015 年刑法第 225 条に、TPP協定 18.68 の 1a 及び 1b に定める行為を追加する件•知的財産法典に、TPP協定 18.72 の規定を追加する件•TPP協定 18.73.3 を遵守するため、知的財産法典に、知的財産権の権利行使に関する情報開示規定を追加すること。

TPP 加盟にあたっての知的財産規定に関する注意事項として、Nguyen Quan 科学技術大臣は、ベトナムが TPP の要件遵守のためにさまざまな法令を改正・追加する必要があることが述べられている。科学技術分野では、知的財産法典、商品の品質に関する法律、及び技術移転に関する法律の改正が必要となる。また、長期的には、刑法及び行政違反処分法の改正も必要である。刑法では、知的財産関連犯罪とその刑の範囲を明確に定めなければならない。政府は、知的財産に関する科学的研究、法律及び司法の分野で捜査官と専門家のチームの制度を導入し、特に企業のため、また、ベトナム全体のために、権利及び義務の適正な実行を確保すべきである。さらに、政府は、知的財産、商標、商号及び地理的表示に関して、透明性を確保する手続を定めるべきである²⁸。

その他、知的財産権の権利行使及びベトナムの重要課題として、Nguyen Viet Thanh 科学技術副大臣は、ベトナムが TPP 協定の要件遵守のため、将来的に知的財産、特に特許、商標、地理的表示、営業秘密、著作権及び知的財産権の権利行使の問題点をめぐって、知的財産法典令の見直し、改正、追加が必要となることを述べている²⁹。TPP 協定における知的財産規定としては、Nguyen Quan 科学技術大臣の、IP 法令のエンフォースメント及び違反の処分に関する意見を述べたものがある³⁰。このことに関連して、2016 年 4 月 20 日に科学技術省及び VCCI により開催された「ベトナム企業と、TPP 協定における知的財産権規定の実施をめぐる数多くの問題点」セミナーの概要³¹によれば、TPP 協定の実施をめぐるさまざまな問題点を取り扱ったものである。メディア報道によると、Tran Van Minh 文化スポーツ観光省首席検査官が、著作権の保護期間を 70 年に延長することや、権利行使の要件（刑事制裁の適用を含む）をはじめ、TPP 協定における知的財産権保護を強調している。

（ ）国境措置関連について

TPP 協定 18.76.5 により、税関当局は、輸入された物品 / 輸出されようとしている物品 / 通過物品について、知的財産権侵害を取り締まるために、職権により措置を開始することが義務付けられている。一方、現行の国内法では、税関は、知的財産権利者からの申立があった場合にのみ取締措置が可能とされている（2005 年知的財産法典第 216 条第 2 項及び第 216 条第 4 項）、VIPA 第 216 条(4)及び第 214 条(3)において当局の侵害物品の廃棄又は処分を命じる権限を規定していると認識しているものの、一方で、商品が知的財産権を侵害しているかについて税関当局で判断することが困難、との声もある。

いずれにしても、同協定同規定の実効性確保のためには、被疑商品が実際に知的財産権を侵害しているかを判断する際に、税関当局が直面する問題点の一つは、その判断のために他の専門官庁（知的財産の審査機関その他の知的財産当局など）と連携しなければならないことがある。この目的のため、税関は、審査対象の商品に関する書面、証拠及び情報

²⁸ http://www.itpc.gov.vn/exporters/tips_and_tools/tools/checklist_or_manuals/tpp_bo_cong_thuong/bai_phan_tich_tpp/tham_gia_tpp_phai_quan_tam_so_huu_tri_hue/view

²⁹ <http://dantri.com.vn/suc-manh-so/thuc-thi-quyen-so-huu-tri-tue-ganh-nang-lon-viet-nam-phai-doi-mat-20160422071322137.htm>

³⁰ <http://baochinhphu.vn/Viet-Nam-va-TPP/So-huu-tri-tue-trong-TPP-Kho-van-phai-lam/238579.vgp>

³¹ <http://thanhtra.most.gov.vn/vi/article/t-a-dam-doanh-nghi-p-doanh-nghi-p-vi-t-nam-va-m-t-s-v-n-d-th-c-thi-quy-n-s-h-u-t-ri-tu-trong-hi-p-d-nh-d-i-tac-xuyen-thai-binh-d-ng-tp>

を完全かつ誠実に提供する義務を負う（命令 105/2006/ND-CP、第 41.2 条(a)）。しかし実務上は、税関が審査資料を作成し、知的財産当局と相談の上で知的財産侵害を判断するまで、最大 1 年かかることもある。

現段階において、同規定の実施確保のため講じられた追加の法改正などの措置に関して、情報は見当たらない。VCCI では、TPP 協定 18.76.5 と現行法との齟齬について議論がなされたようであり、この問題点は 2016 年 11 月 25 日の会議で取り上げられ、VCCI の「TPP 協定とベトナム・EU 自由貿易協定の知的財産規定との関連におけるベトナム法の見直しに関する報告書」にて述べられている。VCCI は、新たな法改正を通じて、TPP 協定 18.76.5 に従い、輸入された物品 / 輸出されようとしている物品 / 通過物品について知的財産権侵害を取り締まるため、積極的に措置を発動する権限を税関に与えることを提案している。

ASEAN4 カ国の TPP 協定批准に向けた動きの現状³²

加盟国	署名	批准、受託、継承	批准に向けた手続きの現状
ブルネイ	Signed on 4 February 2016	?	ブルネイのスルタン(国王・元首)は、立法評議会の承認を得て、条約に加盟することができる。 立法評議会の承認を得るために取られた手続きについて、何らかの公的に入手可能な情報はない。
マレーシア	Signed on 4 February 2016	△	署名後、政府が条約を批准した後に、議会はまず条約に効力を与える法律を通過させなければならない。 マレーシア議会は2016年2月28日にTPPAを承認したが、まだTPPの義務を履行するために、 <u>17の法律への26の改正(知的財産に関しては、9つの改正)を通過させなければならない。</u> 国際貿易産業省は、関係省庁や政府機関の代表者を構成員とする2つの委員会(TPPの履行を監視する委員会、及びTPPのフィードバックを収集し、影響を評価する委員会)を作る予定である。
シンガポール	Signed on 4 February 2016	○	政府は、その条約の形成権限の行使として、シンガポールを条約に義務付けることができる。実際上も、議会の同意は求められず、必要ともされない。 Lim Hng Kiang長官はTPPを批准するために必要な法改正は、2016年中に議会に提出されることを通知したが、これらの法改正が通過する明示的な日付は示されていない。
ベトナム	Signed on 4 February 2016	×	政府は大統領に条約の批准書類を送付する必要がある。その提出の15日以内に、大統領は批准をするために国会で条約を審議する。 TPPは国会の外務委員会で検証される必要がある。同委員会は、TPPの批准書類を受け取ってから15日以内にTPPを確認するための会議を開催する。その後、同委員会は、国会にその検証結果の報告書を提出する。国会は、報告を受けた次の議会の決議でTPPを批准する。その後、大統領はその議決を公布する命令を発する。 国会は、2016年半ばにTPPの検討を開始する予定である。チャンコックカン産業貿易省副大臣によると、ベトナムの批准プロセスは、18-24ヶ月かかる可能性がある。

³² TPP Current Status (http://www.freshfields.com/Current_status_tpp/) に基づき作成。

IV. TPP 協定知的財産章において設けられている経過措置

1. 概要

TPP 協定の締約国は、経過期間中に、本章の義務に整合しないような措置の改正や新たな措置の採用は行ってはならない。同協定の知的財産章においては、第K節の最終規定（18.83）として、同章の義務の履行に関する国別の経過期間や除外事項について、各国の特別規定とともに定めている¹。

経過措置の定めのある国は、チリ、ペルー、メキシコ、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ニュージーランドの7カ国であり、日本、米国、カナダ、オーストラリア、シンガポールに対しては同章の実施に際して個別の経過措置は設けられていない。

2. 各個別規定に対して設けられた経過措置年数

以下に分野・規定ごとの経過措置年数を示す。各規程の詳細については、付属資料2・経過措置一覧表を参照されたい。

(1) 国際協定 (18.7 条)

メキシコ（1991年UPOV条約について4年）、マレーシア（マドリッド議定書、ブダペスト条約、シンガポール条約、及び1991年UPOV条約について4年）、ブルネイ（1991年UPOV条約について3年）、ベトナム（ブダペスト条約について2年、WIPO著作権条約及びWIPO実演・レコード条約について3年）、及びニュージーランド（1991年UPOV条約又は特別の制度採用について3年）に対して経過措置が設けられている。

(2) 商標として登録することができる標識の種類 (18.18 条)

マレーシア（音商標について3年）、ブルネイ（音商標について3年）、及びベトナム（音商標について3年）に対して経過措置が設けられている。

(3) 特許を与える当局の不合理な遅延についての特許期間の調整 (18.46 条)

ペルーに対して、共通制度（アンデス決定）との調整規定及び無差別規定が設けられている。また、ベトナム（原則3年、医薬品・農薬が請求の範囲に記載されている特許については5年：1年を限度に1回の延長可能）に対して経過措置が設けられている。

(4) 農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護 (18.47 条)

メキシコ（5年）、ブルネイ（18か月）、及びベトナム（5年）に対して経過措置が設け

¹ TPP 協定 18 章（知的財産章）の条文については、前掲脚注 2 参照のこと。

られている。

(5) 不合理な短縮についての特許期間の調整 (18.48 条)

ペルーに対して、共通制度（アンデス決定）との調整規定及び無差別規定が設けられている。また、メキシコ（4年6か月）、マレーシア（4年6か月）、及びベトナム（5年）に対して経過措置が設けられている。

(6) 開示されていない試験データその他のデータ保護 (18.50 条)

チリについては、本協定に原則的に合意した日に有効な国内法の規定を維持・適用することを妨げないこととされている。また、ペルー（5年間のデータ保護期間に関する規定の準用について5年）、メキシコ（5年）、ブルネイ（4年）、及びベトナム（10年：2年を限度に1回の延長可能）に対して経過措置が設けられている。

なお、マレーシアについては、最初に承認を受けた日から18か月以内にマレーシアにおける販売承認手続を開始することを要求できることとされている。

(7) 生物製剤 (18.51 条)

チリについては、本協定に原則的に合意した日に有効な国内法の規定を維持・適用することを妨げないこととされている。また、ペルー（10年）、メキシコ（5年）、マレーシア（5年）、ブルネイ（4年）、及びベトナム（10年：2年を限度に1回の延長可能）に対して経過措置が設けられている。

(8) 特定の医薬品の販売に関する措置 (18.53 条)

マレーシア（4年6か月）、ブルネイ（2年）、及びベトナム（3年）に対して経過措置が設けられている。

(9) 著作権及び関連する権利の保護期間 (18.63 条)

マレーシア（生存期間に基づいて計算される著作物について2年）、ベトナム（生存期間に基づいて計算される著作物について5年）、及びニュージーランド（8年）に対して経過措置が設けられている。

(10) 技術的保護手段 (18.68 条)

ベトナム（3年）に対して経過措置が設けられている。

(11) 権利管理情報 (18.69 条)

ベトナム（3年）に対して経過措置が設けられている。

(12) 権利行使 (国境措置関連 : 18.76 条)

マレーシア (「混同を生じさせるほどに類似」の商標を付した物品の引取り停止等の申立てについて 4 年、通過物品及び輸出に対する職権による国境措置について 4 年)、及びベトナム (輸出に対する職権による国境措置について 3 年、通過物品に対する職権による国境措置について 2 年) に対して経過措置が設けられている。

(13) 権利行使 (刑事関連 : 18.77 条)

ベトナム (「商業的規模」の定義について 3 年、著作権侵害物品の輸出入に対する刑事罰について 3 年、映画盗撮について 3 年、著作権以外の権利の非親告罪化について 3 年) に対して経過措置が設けられている。

(14) 営業秘密 (18.78 条)

ベトナム (刑事罰及びその対象について 3 年) に対して経過措置が設けられている。

(15) 衛星・ケーブル放送用の番組伝達信号の保護 (18.79 条)

マレーシア (利害関係があり、かつ、損害を被った者のための民事救済措置について 4 年)、及びベトナム (刑事罰及び民事救済措置について 3 年) に対して経過措置が設けられている。

(16) インターネット・サービス・プロバイダ (J 節)

メキシコ (3 年)、ブルネイ (3 年)、及びベトナム (3 年) に対して経過措置が設けられている。